

●香川県監査委員公表第2号

平成21年11月26日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年1月22日

香川県監査委員 都 村 尚 志

同 鍋 嶋 明 人

同 仲 山 省 三

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 矢野 輝雄

2 請求書の提出

平成21年11月26日（請求書の日付は同月25日）

3 請求の内容

別紙事実証明書（①ペルー・米国出張旅費に係る「執行伺兼支出命令書」写し12人分、②JTB中国四国・高松支店作成の旅行代金内訳書写し）記載の通り、氏名不詳の香川県職員は、平成21年10月23日に別紙事実証明書（執行伺兼支出命令書写し）記載の公金を必要もないのに違法又は不当に支出した事実が認められる。香川県知事は、日頃から香川県財政は、「未曾有の財政危機」にあると述べており、本件ペルー及び米国出張は必須のものではないのであって、公金1,400万円余も使って、12人の多数の公務員が一緒に出張する必要はないのである。若し仮に、何らかの理由により香川県の代表者の出席が必須の場合であっても、1名が出席すれば足りるのであって、12人の多数の出席は必要のないものである。他の自治体においても、議員の海外視察は、財政難や住民からの非難を受けて海外視察を取り止める議会が増えており、全国都道府県議長会主催の海外視察も今年から廃止されているのである。香川県知事のいう「未曾有の財政危機」の中にあって、県内の企業も深刻な不況で、企業倒産や雇用不安が増大している中で、住民感情を逆なでする不要な本件海外旅行は許されないのである。議員以外の職員に係る本件出張旅費も不要であることは言うまでもない。

本件海外出張旅費に係る公金支出は、必要のない公金支出を違法とする地方自治法第232条第1項、自治体は最少の経費で最大の効果を挙げる必要があるとする同法第2条第14項、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することはできないとする地方財政法第4条第1項の各規定に違反するものであって、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金支出に該当するものである。

よって、本件請求人は、香川県監査委員が、上記の海外出張旅費に係る違法な公金支出について責任を有する者に対して、当該支出に係る損害の補填を求めるほか、「必要な措置」をとるよう香川県知事に対して勧告することを求める。

（別紙事実証明書省略）

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成21年11月27日にこれを受理した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査

1 個別外部監査契約に基づく監査の請求

請求人は、「住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。」（以上原文のとおり）として、個別外部監査契約に基づく監査によることを求めるが、本件請求は、次の理由により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるものとは認められない。

2 知事に地方自治法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由（個別外部監査契約に基づく監査によることを相当としない理由）

外部監査制度が設けられた趣旨は、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者による外部監査を導入することにより、当該団体における監査制度の独立性と専門性を一層充実するとともに、地方公共団体における監査機能に対する住民の信頼を高めることにあるが、この制度は監査委員制度と相反するものではなく、地方公共団体の行政の適正な運営の確保という共通の目的に資する制度であり、両者が相互に機能を発揮することによって地方公共団体の監査機能の全体が充実することが期待されているものである。

本件請求は、香川県議会議員（以下「議員」という。）及び香川県議会事務局職員（以下「議会事務局職員」という。）の海外出張に係る公金支出に関するものであり、その違法性等についての判断を行うに当たって、特に監査委員の監査に代えて外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと考えられる。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

香川県議会ペルー日本人移住110周年記念訪問団（以下「県議会ペルー訪問団」という。）である議員及び議会事務局職員の海外出張旅費（議員に対する地方自治法第203条第2項に規定する費用の弁償（以下「費用弁償」という。）及び議会事務局職員に対する同法第204条第1項に規定する旅費（以下「旅費」という。）をいう。以下同じ。）に係る支出が違法な公金支出に該当するか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成21年12月8日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

第5 監査委員の除斥

本件請求の監査において、宮本欣貞監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第6 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

関係書類等を調査して、次の事項を確認した。

（1）県議会ペルー訪問団について

県議会ペルー訪問団は、香川県議会議長を団長とし、副団長の議員1名及び団員の議員9名の計11名で構成されている。また、香川県知事の感謝状やメッセージを携えた香川県総務部長

が同行したほか、同訪問団の連絡調整などの事務を取り扱うため、香川県議会事務局長（以下「議会事務局長」という。）及び総務部国際課職員1名の計2名が随行している。

県議会ペルー訪問団は、ペルー香川県人会からペルー日本人移住110周年を記念して招請されペルー共和国（以下「ペルー」という。）を訪問するのに合わせて、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）ニューヨーク香川県人会及び南カリフォルニア香川県人会も訪問することとしたもので、ペルー香川県人会をはじめ訪問各国の県人会等と交流し、友好親善を図ること等を目的とし、平成21年10月25日から11月5日までの12日間の日程で、ペルー及び米国を訪問している。

訪問は、別表「県議会ペルー訪問団の主な日程」のとおり実施され、ペルーでは、ペルー香川県人会祝賀会への出席、ペルー大使館公邸、ペルー110周年記念委員会、独立行政法人国際協力機構（JICA）ペルー事務所、クスコ市観光局への表敬訪問、日本人ペルー移住史料館などの視察が行われている。また、米国では、ニューヨークにおいて、ニューヨーク香川県人会との懇談会への出席、財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所やイサム・ノグチニューヨーク財団、イサム・ノグチ庭園美術館への表敬訪問などが行われ、ロサンゼルスにおいては、南カリフォルニア香川県人会との懇談会への出席、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ロサンゼルスセンターやクニカルインターナショナルグループへの表敬訪問、ミツワマーケットプレイス・トーレンス店の視察が行われている。

（2）議員及び議会事務局職員の派遣の手続について

議員の海外行政視察等の派遣については、地方自治法第100条第13項及び香川県議会規則（昭和31年香川県議会規則第1号）第125条第1項の規定に基づき実施されているところである。これらの規定においては、議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、議会の議決で決定することにより、議員を派遣することができることとされており、県議会ペルー訪問団については、平成21年9月香川県議会定例会会議録によると、同年10月8日に開催された同議会本会議において、「香川県議会ペルー日本人移住110周年記念訪問団の件」として、議員11名の本件海外派遣について議決され、派遣を決定している。

議会事務局職員の外国旅行を命じ、その復命を受けることについては、香川県議会事務局規程（平成17年香川県議会訓令第1号）第7条第1項第8号に基づき、議会事務局長の専決事項とされているところである。11名の議員が県議会ペルー訪問団として派遣されるのに伴い、議会事務局長は、本件海外派遣の実施に関する連絡調整及び関係者間との協議・調整等の事務を行うため、議会事務局職員1名（議会事務局長）に対して本件外国旅行を命じている。

本件海外出張終了後の平成21年11月11日、議員11名及び議会事務局職員1名（議会事務局長）は、県議会ペルー訪問団に関する復命書を議長に提出し、公務旅行の復命が行われている。復命書には、日程、主な行事の概要及び総括などが復命されており、諸行事や視察等の内容が記載されるとともに、総括の中で「今回の訪問を通じて、香川県とペルー県人会やニューヨーク県人会、南カリフォルニア県人会と友好交流を深め、県人会との関係強化を図ることができたと考える。」と記載されている。

また、平成21年12月17日から同月19日までの3日間、四国新聞紙上において、「日本人ペルー移住110周年」と題して、現地で見聞きした移住の歴史や郷土香川に対する思い、また経済発展するペルー社会の今などが、訪問団のリポートとして紹介されている。

(3) 議員の費用弁償及び議会事務局職員の旅費の支出手続について

①費用弁償及び旅費の支出の根拠となる法令等

議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号。以下「議員報酬等支給条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例により支給され、また、外国旅行の旅費については、当分の間、同条第2項の規定により、国家公務員の例により支給することとされている。

また、旅費の事務処理については、旅費条例等に基づき、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費の事務処理に関し必要な事項を定めた香川県の旅費事務処理要領（平成10年4月1日施行。以下「旅費事務要領」という。）の6により、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）第31条から第35条まで、第39条、第39条の2及び附則第6項の規定並びに国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第16条から第19条までの規定を適用し、計算するものとされており、旅費法第34条の規定により航空賃、旅費法第35条の規定により日当、宿泊料及び食卓料、旅費法第39条の規定により支度料並びに旅費法第39条の2の規定により旅行雑費が支給されることとされている。

香川県職員の外国旅行の旅費については、旅費条例第26条の規定により、外国旅行の旅費については、当分の間、国家公務員の例により支給することとされ、また、旅費の事務処理についても、旅費事務要領の6により、議員と同じ規定に基づき、航空賃、日当、宿泊料及び食卓料、支度料並びに旅行雑費が支給されることとされている。

なお、海外出張の出発・到着地である空港との往復費用については、議員については自宅を基準として議員報酬等支給条例第3条第1項の規定に基づき、旅費条例の適用を受ける職員の例により費用弁償が支給され、香川県職員については勤務地を基準として、旅費条例の規定に基づき旅費が支給されることとされている。

②費用弁償及び旅費の支出手続とその支出額

海外出張旅費の支出事務については、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第3条第1項により、知事から議会事務局長に権限が委任され、さらに、支出負担行為及び支出命令については、香川県議会事務局規程第7条第3項第1号に基づき、香川県議会事務局総務課長（香川県議会事務局次長が事務取扱）の専決事項とされている。

本件海外出張旅費の算定に際し、香川県議会事務局では旅行会社3社の見積書を比較し最も安価であった旅行会社（株式会社JTB中国四国 高松支店）の見積りを採用している。

本件海外出張旅費については、香川県議会事務局において、旅費事務要領に基づく概算払の手続きが行われ、上記旅行会社の見積書と「①費用弁償及び旅費の支出の根拠となる法令等」に基づき積算した算定額を比較し、低い方の額から「会派連絡会申し合わせ事項」に基づき一定額を減額した金額による執行伺兼支出命令書により、所定の決裁及び出納局の審査を経て、平成21年10月23日、議員11名の費用弁償総額11,768,460円、議会事務局職員1名の旅費1,069,860円が支出されている。

また、本件海外出張終了後の同年11月17日、議員11名及び議会事務局職員1名について、旅費事務要領に基づき精算確認が行われている。

2 監査委員の判断

請求人は、本件支出は必要のない公金支出を違法とする地方自治法第232条第1項、自治体は最少の経費で最大の効果を挙げる必要があるとする同法第2条第14項、自治体の経費はその目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて支出することはできないとする地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条第1項の各規定に違反するものと主張しているが、これらの各規定は、いずれも地方公共団体や地方財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、これらの各規定に基づく裁量行為については広く裁量の幅があるものと解され、その裁量が著しく合理性を欠き、裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると考えられる。

議会は、法律又は条例で定められた事件についての議決や選挙等についての権限を有し、必要な限度で広範な権能があるとされているところである。議会の裁量権に関して最高裁判所は、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を海外に派遣することもできる」（最高裁判所昭和63年3月10日判決）と判示し、また、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができるが、右裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときには、議会による議員派遣の決定が違法となる場合のあることは、当裁判所の判決の示すところである」（最高裁判所平成9年9月30日判決）と判示しているところである。

確認した事実関係に基づき上記判決に照らしてみると、本件議員の海外派遣は、ペルー香川県人会をはじめ訪問各国の県人会等と交流し、友好親善を図ることを目的とした公式行事と位置付け、加えて、積極的な議会活動を展開するために必要な議員活動の一環であるとして、県議会の議決を経て決定し参加しているところであり、本件海外派遣が県議会の裁量権の範囲を逸脱又は濫用しているとはいえないものと認められる。

議会事務局職員の外国旅行については、「第6 監査の結果 1 事実関係の確認」とおり、議会事務局長が、議員の本件海外派遣の実施に関する連絡調整及び関係者間との協議・調整等の事務を行うための随行が必要であるとして、所定の手続きを経て命じたものであると認められ、その裁量権の範囲を逸脱又は濫用しているとはいえないものと認められる。

また、本件海外出張旅費の支出事務については、前述したとおり、関係法令等に基づき適正に積算及び支出が行われており、議会事務局長が財務会計上の義務に違反して公金を支出したとは認められない。

以上のことから、本件県議会ペルー訪問団である議員及び議会事務局職員の海外出張旅費に係る公金支出は、正当な手続きによって行われ、適正に積算された経費で、かつ、海外出張の目的を果たしているものと認められ、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項の各規定に違反し、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金支出に該当するものとは認められず、「香川県監査委員が、上記の海外出張に係る違法な公金支出について責任を有する者に対して、当該支出に係る損害の補填を求めるほか、「必要な措置」をとるよう香川県知事に対して勧告することを求める。」という請求人の主張には理由がないものと判断する。

別表

県議会ペルー訪問団の主な日程

月 日	発着地・滞在地	訪 間 先
10月25日 (日)	高松空港発 都内着 成田空港発 ニューヨーク着	
10月26日 (月)	ニューヨーク	財団法人自治体国際化協会ニューヨーク事務所訪問 ニューヨーク市内視察 トリビュートWTCビジターセンター等 ニューヨーク香川県人会との懇談会
10月27日 (火)		イサム・ノグチニューヨーク財団、イサム・ノグチ庭園美術館訪問 メトロポリタン美術館等視察 ニューヨーク発
10月28日 (水)	ペルー共和国 リマ着 リマ発 クスコ着	「クスコ市街」視察 クスコ市観光局訪問
10月29日 (木)	クスコ	クスコ地方視察
10月30日 (金)	クスコ発 リマ着	ペルー大使館公邸訪問 ペルー110周年記念委員会訪問 日本人ペルー移住史料館視察 ペルー香川県人会事務所訪問 独立行政法人国際協力機構（JICA）ペルー事務所訪問 ペルー香川県人会祝賀会
10月31日 (土)		リマ市内・ナスカ地方視察 ペルー県人会幹部との懇談会
11月 1日 (日)	リマ発 ロサンゼルス着	南カリフォルニア香川県人会懇談会
11月 2日 (月)	ロサンゼルス	独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ロサンゼルスセンター訪問 ミツワマーケットプレイス・トーレンス店視察 クニカルインターナショナルグループ訪問
11月 3日 (火)	ロサンゼルス発	
11月 4日 (水)	成田空港着/発 都内着	
11月 5日 (木)	羽田空港発 高松空港着	解散